

## 「青森県工事材料事前審査要領」新旧対照表

現 行		改 定 後	
第2条	<p>(対象範囲) 本要領が定める工事材料事前審査の対象は、別紙－1「青森県工事材料事前審査汎用品一覧表」に掲載された材料とする。</p>	第2条	<p>(対象範囲) 本要領が定める工事材料事前審査の対象は、別紙－1「青森県工事材料事前審査汎用品一覧表」に掲載された材料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の別紙－1「青森県工事材料事前審査汎用品一覧表」に番号を付けて目次化し、青森県工事材料事前審査汎用品一覧表（付表）と合体させた。</li> <li>・ 留意事項の欄を設け、現行の別紙－1の備考欄にある注釈を留意事項として示した。</li> <li>・ 現行の別紙－1の備考欄にある（但しJIS A 5032の「4.2.2有害物質の含有量」の注(3)は適用しない。）は、2016のJIS改正により削除した。</li> <li>・ 留意事項欄の3. アスファルト合材（混合物）類に、2)国土交通省認定混合物については事前審査の対象外である。を追加した。</li> <li>・ 青森県工事材料事前審査汎用品一覧表の各材料に連番で番号を設けた。</li> </ul>

## 「青森県工事材料事前審査要領の運用」新旧対照表

現 行		改 定 後	
1. (2)	<p>材料別添付資料</p> <p>C アスファルト混合物</p> <p>1. 国の事前審査制度により認定された混合物・・・            (但し国の認定品に、県の汎用品一覧表に掲・・・)</p> <p>① アスファルト混合物事前審査認定証の写し</p> <p>② 国の事前審査アスファルト混合物総括表の写し</p> <p>③ 青森県の工事材料事前審査アスファルト混・・・</p> <p>④ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し</p>	1. (2)	<p>材料別添付資料</p> <p>C アスファルト混合物</p> <p>1. 国の事前審査制度により認定された混合物・・・            (但し国の認定品に、県の汎用品一覧表に掲・・・)</p> <p>① アスファルト混合物事前審査認定証の写し</p> <p><del>② 国の事前審査アスファルト混合物総括表の写し</del></p> <p>② 青森県の工事材料事前審査アスファルト混・・・</p> <p>③ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し</p>
附 則	<p>この運用は、一部改定し令和元年7月10日から施行する。</p>	附 則	<p>この運用は、一部改定し令和2年4月1日から施行する。</p> <p>・「土木工事共通特記仕様書 第2編 材料編」において、認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出すれば、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書や試験成績表の提出は省略できるものと定めていることから、国の事前審査制度により認定された混合物については、事前審査の対象外とする。</p> <p>ただし、国の認定混合物を製造する工場の場合は、その工場であることの確認と国の認定混合物に県の汎用品一覧表に掲載されている材料が含まれているかの確認が必要となるため、認定証の写しは添付することとした。</p>